

秋田市雄和観光施設指定管理者選定評価基準

審 査 項 目

1 市民の平等利用の確保

- (1) 市民の平等利用の確保
- (2) 市民に対するサービスの向上
- (3) 市民からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか。
- (4) 市民の要望と平等利用の確保とが両立しているか。

2 公の施設の設置の目的の効果的な達成

- (1) 施設の利用を促進させる方策がとられているか。
- (2) 利用料金等の考え方は妥当か。
- (3) 施設の運営に市民が関与する方策がとられているか。
- (4) 管理運営業務と自主事業の両立は図られているか。
- (5) 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。

3 効率的な管理

- (1) 管理経費は適正か。
- (2) 経費に対し、事業者の創意工夫がみられるか。
- (3) 経費の縮減等が利用サービスの低下を招いていないか。
- (4) 収支計画は適正なものであるか。また、その実現性があるか。

4 適正かつ確実な管理を行う能力

- (1) 施設の適切な維持管理
- (2) 施設の適切な運営

5 申請団体の経営状況

- (1) 経営の健全性
 - ア 経営体制に問題はないか。
 - イ 法令等を遵守した経営が行われているか。
 - ウ 類似施設の管理および運営実績はあるか。
 - エ 人員配置計画及び職員採用計画は妥当であるか。
- (2) 経営の安定性
 - ア 財務状況に問題はないか。

6 交流人口の拡大や地域振興の貢献

- (1) 交流人口の拡大につながるような自主事業など創意工夫がなされているか。
 - ア 施設の管理運営を通じて交流人口の拡大に向けた創意工夫がなされるものであるか
 - イ 自主事業の内容が施設を活用して交流人口の拡大につながる企画となっているか
- (2) 地域関係者と連携し、地域振興の貢献が図られているか。
 - ア 産業、文化、自然、健康、環境などをテーマに、施設を活用した地域振興を図るための取り組みがなされるものであるか
 - イ 地域や関係団体との連携が図られるものであるか